

## 第 167 回 福島県都市計画審議会議事録

日時 平成 26 年 3 月 25 日 (火)

時間 午後 1 時 30 分より

場所 杉妻会館 4 階 牡丹

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、只今より第 167 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたりまして、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の荒川と申します。どうぞよろしくお願い致します。

初めに、事務局より傍聴人の方に申し上げます。お配り致しました福島県都市計画審議会傍聴要領の内容を遵守致しまして審議会の傍聴されますようお願い致します。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願い致します。

まず次第、議案書、それから資料 1 (議案第 1958 号)でございます。それから資料 2 (議案 1980 号)でございます。それから資料 3 (議案 1959 号～第 1979 号)でございます。それから資料 4 (区域マス概要版)でございます。それから資料 5 (区域マス本編)でございます。それから別紙 1 (公聴会意見に対する考え方) 別紙 2 (市町村意見に対する考え方) よろしいでしょうか。

なお、区域マス本編の冊子につきましては、本日お持ちでない方いらっしゃいましたら申し出ていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。区域マス本編の冊子につきましては、委員のみなさまのみ配布しておりますのでご了承願います。

次に、審議会の開催に先立ちまして、ご報告させていただきます。建築の分野から選任させていた佐藤玲子委員におかれましては、任期満了になりましたが、引き続き委員をお引き受けていただくことになりました。よろしくお願いたします。

なお、委員名簿につきましては、議案書の 50 ページに記載してございますのでご覧下さい。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づきまして、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、山川充夫会長、よろしくお願いたします。

(議長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それではまず、次第をご覧いただきたいと思います。本日は議案が 23 件、大変多いです。報告事項 1 件を予定しております。

次に、議案書をお開きいただき、1 ページをご覧下さい。本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 23 件であります。

そのうち、東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 7 項第 1 号の規定に基づく議案が議案第 1958 号「いわき都市計画道路の変更について」の 1 件、都市計画法第 5 条第 6 項で準用する同条第 3 項の規定に基づく議案が、議案第 1959 号「二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域の変更について」、議案第 1960 号「喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について」、議案第 1961 号「会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について」の 3 件、都市計画法第 21 条第 2 項で準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づく議案が、議案第 1962 号県北都市計画区域から、議案書 2 ページ目に移りまして、議案第 1976 号の南会津都市計画区域まで、浜通りを除く 15 都市計画区域における「整備、開発及び保全の方針の変更について」の 15 件及び、議案第 1977 号から議案第 1979 号までの、県北・県中・会津の各都市計画区域における「区域区分の変更について」の 3 件、建築基準法第 51 条の規定に基づく議案が、議案第 1980 号「特殊建築物の敷地の位置について」の 1 件となっております。

次に、出席委員数をご報告いたします。出席委員数は、15 名、うち代理出席者 6 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める定足数に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようですので、ご氏名申し上げます。11 番の荒恵子委員、14 番菊池真弓委員のお二人をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。まず、議案第 1958 号「いわき都市計画道路の変更について」事務局より説明願います。

(事務局)

はい。福島県都市計画課の加藤でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、スクリーンをご覧ください。なお、スクリーンと同じものを、お手元の資料-1にまとめておりますので、そちらもご覧ください。こちら1ページとなっております。

議案第1958号いわき都市計画道路の変更について、路線は、1・5・1号小名浜道路、3・5・4号勿来常磐線、3・4・111号勿来小浜線の3路線でございます。

2ページをご覧ください。1・5・1号小名浜道路は、県が、新たに自動車専用道路として整備する道路でございます。

3・5・4号勿来常磐線は、その小名浜道路と交差するため、一部の幅員を変更するものです。

3ページをご覧ください。これは、「本県の復興に向けた道路ネットワークの考え方」を示したものです。福島県の図の中の、赤色の線が福島県を縦・横断する高速道路や国道でございまして基幹となる道路、いわゆる「6本の連携軸」であります。

県では避難指示区域等の復興と、避難住民の帰還を推進するため、浜通り軸と中通り軸の間で、オレンジ色の点線で囲まれた黄色の範囲を「戦略的道路整備の区域」と位置付け、区域内の道路、8路線について「ふくしま復興再生道路」として概ね10年間で整備、開通を目指しております。

小名浜道路は、この8路線に含まれておりまして、新たに整備する路線であります。

4ページをご覧ください。小名浜道路の位置でございますが、物流・観光の拠点である小名浜港から臨港道路及び市道を通り、常磐自動車道に直結する延長L=8,430mの自動車専用道路であります。

5ページをご覧ください。小名浜道路の主な整備効果は4つあります。

1つ目は、広域物流の拠点の機能強化が図られること。2つ目は、周辺道路の渋滞の改善が図られること。3つ目は、地域の観光、復興の支援が図られること。4つ目は、信頼性の高い道路ネットワークの構築できることであります。

6ページをご覧ください。1つ目の効果は、「広域物流拠点の機能強化」ですが、現在、小名浜港から常磐自動車道のいわき湯本ICまで29分、いわき勿来ICまで30分かかりますが、小名浜道路の開通後の計画では、13分に短縮することができます。自動車専用道路であることから定時性の確保も期待されます。

これにより、右の図にあるように港湾から最寄のインターまでかかる時間が同じ重要港湾石巻港、酒田港と肩を並べることができ期待することができます。

7ページをご覧ください。2つ目の効果は、周辺道路の渋滞改善であります。

小名浜港周辺部から常磐自動車道のICまでの間に、主な交通渋滞箇所は9箇所ほどあります。小名浜道路を整備し、小名浜港周辺から常磐道ICやあるいは中通り方面へ向かう車両を分散させることにより渋滞緩和させることができます。

8ページをご覧ください。3つ目は地域の観光・復興の支援であります。

小名浜港は、いわきら・らミュウやアクアマリンふくしま等があり、県内屈指の観光地であります。また、津波復興拠点整備事業により復興の拠点として、都市センターゾーンの整備を進めておりまして、これらの事業と一体的に小名浜道路を整備するこ

とによりまして、より一層効果が高まると考えられます。

9 ページをご覧ください。4 つ目の効果は、信頼性の高い道路ネットワークの構築であります。

小名浜港は、福島県地域防災計画におきまして、災害時の「物資受入港」に指定されております。東日本大震災後の物資受け入れの拠点となっております。

小名浜道路により小名浜港と常磐自動車道を直結することによりまして緊急輸送路の効果を高めることができます。

また、自動車専用道路は、通行規制をかけて集中的な復旧作業を行うことにより、早期復旧が可能であるため、緊急時の確実な通行が期待できます。

10 ページをご覧ください。今までの流れですが、去年7月に500mの幅で「事業説明会」を2地区で開催しました。

10月には、200mの幅で「計画説明会」を9地区で、1月には路面幅の計画ルートで「住民説明会」を9地区で開催し、住民から意見を求めるとともに、2月21日から3月7日まで「計画案の縦覧」を行いました。

そして、本日、本審議会においてご審議いただき、今後、復興整備協議会での協議を考えております。

11 ページをご覧ください。小名浜道路の計画ルートでございますが、臨港道路につながる市道の交差点を起点として、(都) 勿来常磐線、県道名は(主) いわき上三坂小野線と(主) 常磐勿来線と交差、接続いたしまして常磐自動車道のいわき勿来ICといわき湯本ICのほぼ中間で連結します。終点は、起点部で交差した(主) いわき上三坂小野線の先線に接続いたします。延長8,340m、車線数2車線、設計速度80km/h、道路区分は、第1種第3級の自動車専用道路となっております。

12 ページをご覧ください。こちらは盛土部の横断図です。都市計画決定幅は路面幅の13.5mとしています。

13 ページをご覧ください。こちらは、切土部の横断図になります。

14 ページをご覧ください。こちらは橋梁部の横断図です。50mを超える長大橋の幅員は12m、50m未満の中小橋の幅員は13.5mとなっております。

15 ページをご覧ください。計画では(主) 常磐勿来線交差点から常磐自動車道連結部のICの間に下り車線に、縦断勾配4%の上りが約800m続くため、低速車による平均速度の低下を回避し、サービス水準を保つため、追加車線を設け、幅員17.5mとしています。

16 ページをご覧ください。続きまして3・5・4号勿来常磐線の説明をいたします。

この道路は、いわき市勿来町関田から、常磐下船尾まで、いわきを南北に走る県道です。

17 ページをご覧ください。変更区間は、先程説明した小名浜道路起点部の交差点でありまして、延長347m間の幅を12mから13.75mにするものです。

18 ページをご覧ください。青色で染めたものが小名浜道路でございまして、この交差点において、安全でスムーズな車両通行を確保するため3mの右折レーンを設け、

幅員 13.75mに変更するものです。

19 ページをご覧ください。引き続き 3・4・111 号勿来小浜線の説明をいたします。

20 ページをご覧ください。これは、岩間海岸での復興事業を表した図です。

赤色で囲まれた土地区画整理事業、緑色の防災緑地事業の囲まれたピンクの部分が、勿来小浜線のエリアでございます。

21 ページをご覧ください。こちらは総括図です。

勿来小浜線は、いわき市勿来町を起点としていわき市小浜町まで、南北へ走る延長 9,820mの幹線道路でございます。途中から海岸線を沿うように走り津波被災のあった岩間海岸を通過しております。

22 ページをご覧ください。図で示した赤色の箇所延長 152mの区間で、背後地の土地利用の関係から幅員 15mから 22mへ変更するものです。

23 ページをご覧ください。既決定の横断図では、道路右側の土地が路面高まで盛土造成する予定となっていたため、路面幅で決定しておりました。

その後、計画が変更され、盛土を行わず現況の高さのまま残ることとなったため、道路区域全幅都市計画幅員に変更するものです。以上で資料の説明を終わります。

次に議案書の説明を行います。議案書の 3 ページをお開き下さい。

議案第 1958 号、いわき都市計画道路の変更について

都市計画道路に 1・5・1 号小名浜道路を次のように追加する。

都市計画道路中 3・5・4 号勿来常磐線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別、自動車専用道路、名称 番号 1・5・1、路線名 小名浜道路、起点 いわき市泉町下川字大剣、終点 いわき市山田町和久、主な経過地 いわき市添野町猿田

延長区間 8,340m、車線数 2 車線、幅員 13.5m、構造形式の内訳につきましては、嵩上げ式 3 区分に分かれますがこちらについては省略させていただきます。

地表式の区間における鉄道等の交差の構造は、右下にありますように、幹線道路勿来常磐線と立体交差 1 箇所 常磐自動車道と立体交差 1 箇所でございます。

なお、いわき市泉町下川字大剣地内に出入口を設ける。いわき市泉町下川字境ノ町地内に出入口、いわき市添野町猿田地内に出入口、いわき市山田町長沢地内にインターチェンジ、いわき市山田町和久地内に出入口、計 4 箇所 出入り口とインターチェンジ 1 箇所を設けます。

備考でございますが、以下のようなことで、説明いたします。

4 ページをご覧ください。幹線道路 3・5・4 号勿来常磐線でございますが、こちらは一部区間の幅員の変更でありますので、省略させていただきます。

ただ、地表式の区間における鉄道との交差の構造で、ここが変更されておまして、幹線街路と平面交差 17 箇所、幹線街路仁井田佐糖線と立体交差、自動車専用道路と立体交差となっております。

また、3・4・111 号勿来小浜線についても、一部区間の幅員の変更でありますので、都決上の変更はありません。

5 ページをご覧ください。理由につきましては、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

6 ページをご覧ください。参考として、都市計画案の縦覧及び意見書の提出でございますが、小名浜道路及び勿来常磐線につきましては、縦覧期間平成 26 年 2 月 21 日から 3 月 7 日までで、意見書の提出はございませんでした。勿来小浜線に平成 26 年 1 月 10 日から平成 26 年 1 月 24 日まで、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

(議長)

はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(17 番 宮本委員)

17 番 宮本です。

今の小名浜道路の議案についてお聞きしたいと思いますのは、一つは、縦覧に対する住民意見の提出はなかったようですが、各地で説明会を開催していて、この説明会の中で、何か特徴的な意見・要望があったかどうかをお聞きしたいのが一点。それから、常磐自動車道に I C をもう一つ作るということになりますね。この I C が作られることによって上下間の I C の距離がそれぞれどの程度になるのか、そして、I C を作るために必要な開発用地をどの程度見込んでいて、どういう I C にしようとしているのかこの辺をまずお聞かせ下さい。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

計 20 回近い説明会を行った結果、いろんな意見がございます。

まず、計画の段階では、「出入口をどういった形状になるのか」とか「側道はどうなるのか」そういった道路形状のものがあったり、出入口の位置と数とか具体的な質問があったそうです。

それと、住民説明会は、地区への入口ですとか、「泉駅へどういうふうに行くのか」ですとか、地元に着した意見そういったものでした。また、ランプの位置などの意見でございました。

具体的に計画の中身についての意見はなかったということで、地元の詳細なものでございました。それと、I C でございますが、勿来 I C と湯本 I C を中間に位置しているところでございます。

(議長)

どのくらいの距離。

(事務局)

調べますのでお待ち下さい。

すいません。正確に把握していないのですが、8 kmくらいか約 10 km弱くらいのところかなと思います。

(17 番 宮本委員)

それぞれですか。

(事務局)

はい。そうです。大体中間なので同じ距離になるかと思います。あと、I Cにつきましてはスマート I Cですと E T C 専用の I C になりますが、この I C につきましては、フルということでは E T C を備えてなくても、乗り降りができるような I C を考えております。形状については説明が十分にできないですけども。

(17 番 宮本委員)

そうしますと、通常の I C になるということですから、相当の用地が必要になるかと思いますが、その I C を作るために必要な開発用地はどのくらいの面積を考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

面積についても数字的には把握しておりませんがこのような I C を作るということで、説明会も地権者等へ説明してきておりますので今のところ反対等はありませんので、ご協力いただけるかなと思います。

(議長)

どのくらいの面積かは。

(事務局)

あと今回決定する区域というのは、道路の横断で示したように、小名浜道路は、道路路面幅で決定するというので、実際のところはそこに法とか盛土や掘削をしたり、法面が出てくる。そこについては、実際に、測量をして区域を確定していかなければならない。都市計画決定はあくまで道路幅ですけど、実際の事業をやるとなると、法を含めて買収していくと協力をいただいて事業していくということで、そういったこともあり面積等は把握しておりません。

(17 番 宮本委員)

I C を作るとすれば、相当の土地開発になると思うけど、住民の皆様からそのこと

について意見はなかったということなので、基本的には了解されているのかなと思います。この小名浜道路に整備によって流通関係が、どういう部分で利活用と促進が見込まれているのか、現在の小名浜港の活用状況と合わせて、さらにこういう部分で活用促進されているのか、促進される理由として、主な内容をお聞かせ下さい。

(事務局)

小名浜港から物流関係ですね。現在小名浜港の貨物の取り扱いというのが年間1,788,000 t そういう数値がありまして、石炭発電、原子力が停止している状況で石炭関係の輸入が増えており、今後も引き続き増加が見込まれることと、小名浜港が国際バルク戦略港湾という選定されていまして、国内で10港でございまして、国際競争力の強化を目的に国内で選定して集中的に整備する港に指定されておりますので、そういったことから石炭、鉄鋼石などそういった積荷の増加が見込まれるという現状であります。

(17番 宮本委員)

小名浜港東港の整備特に沖待ちしている石炭を積んだ船がなかなか入港できないでいるということですが、石炭をバラでもってくるんですよ。バルク港なので荷揚げするんですよ。荷揚げしてこの石炭を、小名浜道を通ってほかの地域にも運ばれるということが、見込まれるということですか。

(事務局)

東港から荷揚げされた石炭を小名浜道を通ってほかの地域に行くということじゃなくて、既存の6号をとって常磐火力発電所の方に輸送されるということがメインなところです。その小名浜道路の位置づけの中では物流の拠点となるということで、コンテナ、特に小名浜はコンテナ船が入ってきて、コンテナ輸送をしていますが、その時周辺から集まる時間距離が短くなる、先ほど、湯本ICと勿来ICへ小名浜港からの時間と今回小名浜道ができることによって両ICに行く時間が短くなっていくという事ですから、時間距離が短くなってコストダウンにつながるということですので周辺のコンテナ輸送をする方々にとってはメリットが出てくるということになるのかと思います。

さらに首都圏から来る観光客等の方々が勿来ICを使うか湯本ICを使って小名浜へ向かうさまざまなルートがあるが、それについても小名浜道路を作ることによって時間短縮されるということで、いわゆる観光客の有効客数増加が考えられて、小名浜、いわき全体の活性化にもつながっていくという事だと思います。

(17番 宮本委員)

この小名浜道の整備事業費ですけど、大体概約でどのくらい見込んでおられるので



しょうか。

(事務局)

全体事業費で、約 200 億を超えるくらいの事業費を考えております。

(議長)

よろしいですか。

(事務局)

議長いいですか。先ほど、湯本 I C と勿来 I C の距離で大体 8 k m くらいと申しましたけど、湯本 I C から 6 k m 勿来 I C 6.5 k m ということで訂正させていただきます。

(議長)

はい。よろしいでしょうか。開発面積は後で最終的に決まったら報告してもらおうということで、よろしいでしょうか。

(議長)

これから詳細な設計してみないとわからないのでやむを得ないですかね。ほかにいかがでしょうか。荒委員どうぞ。

(11 番 荒委員)

11 番荒です。備考についてなんですけど、今回震災 3 年目ということで。

(議長)

議案書何ページですか。

(11 番 荒委員)

議案書 1 ページの備考の欄ですが。

(11 番 荒委員)

備考の欄で震災復興特別区域法に関して、ちょうど 3 年目でこの 1 件の議案ですよ。今すぐ答えていただきたいというわけではなくて。もう一点、宮本先生がお話した 200 億円ということが一点、2 点伺いたいのですが。一点目の復興特別区域法に関して、3 年経ったわけなんですけど、全体でどういうことが実行されたのか、そしてこれから、どういう案があってそのプランなり皆さんの県の方の考え方がどういう風になるのか、3 年目というの自分としては、非常に知りたいです。今の問題は、厚い資料を配られた時非常に辛いものがありました、今回の議案はいわきですけど、原町、相馬他にまったく触れられていない。お話は重々分かるのですが。いろいろなこ

とが決まらないので、なかなか難しいのは分かります。もし、この資料を沿岸地域住民の人たちが見たら胸が潰れる思いだと思うんですね。ここまで県が頑張っていて、子孫がちゃんと住んでいけるためにこの道路があるのか、そういう説明が欲しい。今すぐ教えて下さいというわけではなく、今回何を達成したのか、あと何を達成していくのか。県民が流出した地域のために、放射線の問題だったら広い区域が、特に未来世代。胸が潰れる思いなんです。全体像として一つ示していただきたいと思います。今すぐではなくていいので。

次の点なんですけど、事業費で200億円ですよ。2012年秋この会議で、初めて出席させていただいた時に、投資効果として、人口移動というのは20年後50年後というシュミレーションの上で、一体未来世代がどれくらいのメリットを受けられるかの話をしたことがありました。例えば、200億円投資ということになった時に、説明するには、やはり数値的データなりの説得する何か、説明が欲しいと思います。ずっとそれは、感じていました。

それと、道路改善を望んでいる、そのとおりなんです。最初、県のこういった議案を拝見したときに死力を尽くされていると感じるんです。しかし、どの事業のどの議案も大切ですけど、未来世代のメリットとして効果のあるものから。そして希望をもとに、今は苦しいけど、3年経ったけど、あと2年は頑張れるような、そうした説明が欲しい。その2点でした。後でいいので、全体像を示して欲しいということで、一例として投資効果の、日本統計協会が3月15日に開かれた、資料があります。それは分かりやすい資料なので県の方に持ってきました。そのGIS、ひとつのツールで何か50年とか20年、そういう指標をもって福島県の今後が分かるという説明の仕方も考えていってみたいということでした。以上です。

(議長)

はい。ありがとうございました。質問は大きく2点、一つは区域法の趣旨これに基づく具体的なプラン案、これが一つ。それから大きい一つの2点目は進捗状況はどうかという意見。それと大きな2点目200億円ということですけど、世代背景的な効果を考えているのかどうかということです。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは最初の案でございますけども、復興特区法に基づきまして復興整備計画というものを作っております。地区ごとに北からいくと、新地町、相馬市、南相馬市、いわき市については地区ごとに、久之浜、四倉、豊間、薄磯と先ほど説明した岩間地区、その一つでありますけども、そういった形でまちづくりの計画を作って、それを特区法を使って手続きをして、事業着手していくということでございます。

市町村が進める土地区画整理事業とか防災集団移転促進事業とか、既にもう全部とはいきませんがかなりの箇所を着工している状態であります。あとは、防災緑地とか道路につきましても、それぞれ着工しております。26年度はかなり整備状況が目に見

えて分かるような形になっております。全体像というか地区ごとの計画については、ちょっと今日は資料を持ってきていませんが、県のホームページを使いながら県民のみなさまは情報提供していくということでございますので、もし、興味がある方はそちらをご覧くださいければと思います。今後の話としては各地区ごとに最初に復興整備計画を作った時点でそこに盛り込むような形で整備計画を特区法に基づいて、進めておりますが、その後、新たな事業等ができた時に、そこに、追加するような形で計画変更するというので、今回、小名浜道路も整備計画の追加ということで特区法を使って手続きを進めているということで今回審議会のほうに提案させていただきました。

それから、2 つめの件につきましては、事業実施にあたりまして、県におきましても第3者の方に事業着手に当たりまして、それが適当なのかどうなのか評価をいただいております。公共事業評価委員会というところでございまして、そこで費用と実際に道路ができた後の評価について詳しく説明して、了解をいただいて、ちなみにB/Cという表現を使っております。Bが効果、Cがコストでございます。小名浜道路ですと2.35ということで、公共事業評価委員会に報告して了解を得たということであります。その、費用効果算定の仕方は統一した算定方法がございまして、そちらに基づいた算定でございます。以上答えられる範囲で答えさせていただきました。

(議長)

はい。という説明です。

(11 番 荒委員)

はい。ありがとうございます。よく分かるのですが、県全体として今、何が、どの程度ということが分かりたい。一つの物流の問題としては、道路設備投資としては多分非常に説明がつくんですよ。しかし、生活者としては3年も仮設におられたら、どんな気持ちか。やはり、こういう言い方はどうかと思うけれど沿岸地域ではないと、やはり分からないということはたくさんあるのでは。例えばもし、自分の家がなくなって そして密集住宅、それも音が聞こえる住宅、それがもう3年経っている。かたや大規模事業に進行している。しかし、自分たちの将来は見えない。こういうところがやっぱり説明が必要と思います。

事業説明としてはありがとうございます。そうした自分たちが生活していけるかどうかという説明が、一般の生活者の欲しい、そういう意味だと思います。漠然としていて申し訳ありません。

(議長)

他いかがですか。どうぞ。

(10 番 勅使河原委員)

審議のうえで教えて下さい。確認をしたいので。この資料1の15ページ中間のIC

から常磐 I C 間、道路車線 4%上り車線があるので、低速車の対応として幅員を広げる説明がございましたが、「延長区間 540m」と書いてあるので、中間の I C、常磐 I C 間が 540mとなるのかということをお伺いしたい。もう一点、資料 1 の 18 ページですが、右折レーンを広げて 13.75mということで、これも延長が 347m書いてありますが、これは、勿来方面と泉町方面で延長がずれている気がします。つまり勿来方面のほうが交通量が多いということで、長くしていると私はみたのですが。この右折レーンの延長について交通量の調査等を参考にして延長を確定したのか、将来交通量の増の見込みを考えてこの延長のバランスの 347mしたのか、この 2 点について教えてください。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

最初の 15 ページの追加車線のところでございますけども、議案書 3 ページの 540m 区間が完全にイコールではございませんので、すいませんが 15 ページの各 3 車線の延長につきましては約 800m くらいの区間を 3 車線で設置してスピード低下を防ぐ方向で。もう 1 つは、資料 17 ページになりますが、勿来常磐線幅員の変更 13.75m 変更する区間の延長 泉町側と勿来町側については交差点交通解析を踏まえてこういう形になっております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(10 番 勅使河原委員)

もう一度確認。800m の延長というのはどこからどこまで考えているのか。なぜ、800m なのかということです。それで、交通量調査とおっしゃいましたけど、交通量の増を見込んだ中でこの延長を確定したのかということによろしいかということ確認したいということです。

(事務局)

区間については、資料の 4 ページをご覧になっていただきたいのですが、常磐自動車道と小名浜道路に交差する I C があります。もう一つ手前の常磐勿来線と I C のその間 4% の縦断勾配が必要になってくるところがございまして、その間の 800m です。あと、勿来常磐線の交通量は将来交通量平成 42 年を目標に交通量を算定して道路計画を作っております、その時の交通量に基づいて交差点を変更してはいますが、先ほど、お話ししたことが若干、曖昧になりまして、小名浜道路をはさんで、北側と南側の延長が異なるというのは、交差点の変更もありますけど、もともと南側と北側で現

在の幅員が違うという点で1車線増やした時の影響が南側、勿来側の方が大きいということで延長して幅員を変更する延長的にもが長くなっているということでそういった事も南と北で違っているということになっております。

(議長)

他よろしいでしょうか。はい。どうぞ。

(11番 荒委員)

今の、平成42年予想交通量、最近とったのはいつですか。基準、いつの時点でそれを数値化したのか、震災前なのか、後なのか。

(事務局)

将来交通量につきましては、25年を1.0として平成42年の交通量を予測して出しておりますので、震災後ということですよ。

(議長)

他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それではほかにご意見がございません。議案第1958号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「ご異議なし」と認め、議案第1958号「いわき都市計画道路の変更について」は、原案通り同意するという事に決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。

議案番号と順番が変わりますが、議案1980号についてご審議いただきたいと思っております。

それでは、議案第1980号の「特殊建築物の敷地の位置について」、事務局より説明願います。

(事務局)

建築基準法第51条ただし書きについて説明をさせていただきます。

資料2-1 ページをお開き下さい。

スクリーンをご覧ください。

建築基準法第51条では、「都市計画区域内において、卸売市場、火葬場又はと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」との記載があります。「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政

令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない。」とされています。

2 ページをご覧ください。建築基準法で定める「その他政令で定める処理施設」とは廃棄物処理法施行令第5条に規定する「ごみ処理施設」及び同令第7条に規定する「産業廃棄物処理施設」があります。どちらも、一日あたりの処理能力が5tを超える施設が対象となります。

3 ページをご覧ください。産業廃棄物処理施設の設置に関する必要な手続きは、県の地方振興局で審査する「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」いわゆる「廃掃法」による許可と、建築基準法第51条による「都市計画における敷地の位置の決定又はただし書きによる敷地に位置に関する許可」が必要でございます。

4 ページをご覧ください。都市計画上の支障の有無については、以下の4つの視点があります。1つ目は、都市計画マスタープランとの整合、2つ目は、土地利用計画との整合、3つ目は、都市計画施設との整合、4つ目として市街地開発事業との整合が必要になります。

5 ページをご覧ください。本議案の施設の位置ですが、本宮都市計画区域の北東部、旧岩代町和田地区に位置します。

6 ページをご覧ください。図の右端、東北新幹線の東側にある和田工業団地内にあり、現在、一日あたり5t未満の廃プラスチックを処理する一般廃棄物処理場として稼動しています。なお、施設概要、敷地の配置等につきましては、特定行政庁である県の建築指導課より説明いたします。

(議長)

はい。どうぞ。

(建築指導課)

建築指導課の川音と申します。私の方から説明させていただきます。

特定行政庁である福島県土木部建築指導課から施設の概要等について説明させていただきます。

資料7ページをご覧ください。申請者であります株式会社二瓶商店（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の概要にて説明いたします。

申請者である株式会社二瓶商店の概要につきましては、名称から所在地まで議案書にあるとおりでございます。議案書48ページをお開き下さい。

名称 株式会社二瓶商店（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）敷地の位置につきましては、福島県本宮市和田字関宿、記載の番地でございます。敷地面積25,739.48㎡となっております。説明資料に戻っていただきたいと思っております。

代表取締役二瓶浩幸さん、本社所在地につきましては、福島市野田6丁目8番36号、現在の事業につきましては、産業廃棄物処理業となっております。

今回申請であります、施設の位置の白沢工場につきましては、平成7年から使用し

ていた施設を平成 15 年に株式会社二瓶商店が取得したものでございます。平成 19 年にプラスチック容器包装リサイクル施設として稼動し現在に至っております。一般及び産業廃棄物中間処理施設の概要でございますが、本施設につきましては、家庭ごみと出されるプラスチック類これは一般廃棄物になりますが、事業者から出される廃プラスチック、これは産業廃棄物の中間処理施設として運営される計画でございます。施設名から施設面積までは、先ほど説明致しましたとおりでございます、敷地内にあります建築物の建築面積は、4,806.77 m<sup>2</sup>でございます。敷地内に誘致する処理機械につきましては①破碎施設（洗浄破碎機）②熔融施設（EPS 減容機）③圧縮施設（残渣用縮小梱包機）となります。圧縮梱包機については後で説明いたします。①破碎機の日当たりの廃プラスチック処理能力が 15 t ありますことから、本施設が建築基準法第 51 条のただし書きの規定に基づく許可の対象になり、本施設の位置について都市計画にて支障がないか本日審議会にお諮りしたいと思います。

また、①の破碎機につきましては廃棄物処理法施行令第 5 条の一般廃棄物処理施設ならびに同法第 7 条産業廃棄物処理施設両方に該当するものであり、産業廃棄物処理の設置対象となっております。なお、一般廃棄物処理施設の設置許可につきましては、廃棄物処理法に基づきまして、平成 21 年に許可を受けておりまして今回新たに受けようとしています。産業廃棄物設置許可につきましては、現在、県北地方振興局におきまして、主に、施設の技術基準、周辺地域の環境影響などについて審査をしております。現時点において、地方振興局の方で申請の内容につきましては、支障ないと伺っております。最終的には、建築基準法第 51 条のただし書き許可につきましては、この産業廃棄物の施設の設置許可と同日付けということでございます。次に、中間処理材の処理及び流通でございますが、破碎処理されたものにつきましては、工場内でプラスチックペレットに加工して売却されます。熔融されたものにつきましてはインゴットしまして、プラスチック製品の原材料として、売却されます。圧縮されたものにつきましては、産業廃棄物処理業者によって固形燃料として処理され、製紙会社などにボイラー燃料として売却されるものです。

次に、計画内容と処理工程について具体的に説明します。

8 ページをご覧ください。敷地内の建築物は 6 棟でございます。この中で産業廃棄物施設としての稼動する建物は図面の中のオレンジ色の建物、工場棟となっております。附属施設の管理棟は図面の緑色でございます。既存の建物を使う計画でございますので、この計画で増築等はございません。敷地の廃棄物の搬入口については敷地の南側に市道関宿 8 号線から直接建物内のストックヤードに搬入されます。

9 ページをご覧ください。現況写真でございます。左側㊸の写真は、市道関宿 8 号線から見た敷地内の搬出入口となっております。右側㊹の写真は、場内搬出路を写したものであります。

10 ページをご覧ください。工場棟の一階の平面図でございます。ストックヤードの位置や破碎機、圧縮機、熔融機等の各種処理機器のレイアウトを示しております。

今回の計画は既に設置されている機械により、産業廃棄物である廃プラスチックを

新たに処理する計画でございます。なお、本施設はプラスチック容器包装リサイクル施設として稼動していたときは、一日 8 時間の稼動時間で 5 t 未満の処理を行ってまいりましたが、平成 21 年から稼動時間を 24 時間に変更して、15 t の処理を行っております。

11 ページの現況写真②をご覧ください。上の写真は搬出入口を中心に写した外観写真です。下の写真は一般廃棄物ストックヤード部分を写した内観写真です。

12 ページの③の現況写真をご覧ください。破碎処理の工程について説明いたします。各廃棄物のストックヤードから運ばれた廃プラスチック類は解砕機、磁選機、光学式選別機、破碎機を通りまして、脱水機、乾燥機の順に処理されていきます。その後、隣接するテレタイザー施設でプラスチックのペレットにしてストックヤードに保管されます。保管された製品は主にプラスチック製品の製造メーカーに搬出されることになります。

最後に今回、建築基準法第 51 条のただし書きにおきまして、一般廃棄物処理施設併せて審査することについてご説明いたします。先ほどご説明いたしましたが、平成 21 年に稼動時間を 8 時間から 24 時間に変更して、処理能力を 15 t にすることにあたりましては、事業者は廃棄物処理法の許可を受けて操業しております。

本来であればこのとき併せて建築基準法の許可をうけていればよかったのですが、当時、事業者はこの手続きが必要とは知らなかったため、許可を受けず現在に至っております。こうした経緯をうけまして、特定行政庁の建築指導課としましては本日の審議会で都市計画上支障がないとご判断がいただければ建築基準法に適応して施設として、産業廃棄物処理施設として併せて一般廃棄物処理施設の許可をしたいと考えております。以上で建築指導課からの説明でございます。

(事務局)

引き続き都市計画課から都市計画上の支障の有無について 4 つの視点について再度ご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

まず、市町村都市計画マスタープランとの関係ですが、当該地区、和田地区は、マスタープランでは工業拠点エリアに位置付けられており、マスタープランと整合しています。次に、土地利用計画との関係ですが、用途地域の指定はありませんが、和田工業団地内に位置しており、変更はありません。

都市計画施設との関係としては、当該に、新たな都市施設などの計画はございません。また、市街地開発事業との関係についても当該地に計画はありません。以上資料の説明を終わります。

次に、議案書の説明を行います。議案書 48 ページをお開き下さい。特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可、建築基準法第 51 条のただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物への敷地の位置について都市計画上の支障の有無を審議するものであります。なお、名称、位置、面積、用途については、先



ほど建築指導課の方で説明しましたので省略させていただきます。また、理由つきましても、省略させていただきます。当該地の都市計画制限として、区域区分はありません。用途地域としても無指定でございます。以上で説明を終わります。

(議長)

はい。ありがとうございました。それでは、質問ご意見ございませんか。

(17番 宮本委員)

確認をしたいのですが、この施設は処理量が増えるのは廃プラの破碎処理量が増えるということだけだということを確認していいのか、特に溶融施設がありますよね。溶融施設の処理量の変更はないのかどうなのか、この溶融施設はですね。高温で溶融する施設なのかどうなのか、そのこととの関係で周辺の影響がないのか。あるいは廃プラの破碎だけだとすれば、周辺との環境との影響や先ほど環境アセスでは問題ないというような判断をされているということでしたけれど、溶融施設の関係で環境アセスの影響がないのか、この辺に関して確認したいと思います。

(建築指導課)

今ほどのご質問ですが、今回許可対象となりますのは、産業廃棄物処理施設が対象になるということで破碎機の能力が1日あたり15tを超えるということで許可対象になっております。

それともう一つ周辺環境のご質問ですが、この申請にあたりまして、地域の方々に説明させていただいております、平成24.11月～12月にかけて地域の方々への説明を行っているほかに周辺の環境については地域の山間部ということで水源や雑林木とかになっているということで、近くには、一番近い住家までで100mだということでございます。

それと、処理をするということでございますが、建物の中ですべて処理をするということでございますから、建物の外で処理するということではないので、周辺に対して、臭いとかの影響はないと考えております。以上でございます。

(議長)

はい。どうぞ。

(17番 宮本委員)

もう一点確認したいのは、1日8時間稼働を24時間稼働になり、15tの処理量に変更になったと、変更になった時点で、実は変更手続きが必要になったわけですけど、それがなされていないまま、稼働されていたという事実があるわけですね。県の方がそういう事実を確認して事業者に指導されたのはいつの時点でしょうか。

(建築指導課)

建築指導課の小野と申します。産業廃棄物処理施設として許可するにあたり相談がこちらに直接あり、H25年7月末にそういったことがあると相談をうけて、今日の都市計画審議会にお諮りいただいて、支障がないと判断をいただければ許可をしたいという考えでおります。以上でございます。

(17番 宮本委員)

事業者が24時間で15tになった段階で、届出をしなかったというのは、法律の趣旨が理解されていなかったということなんですか。

(建築指導課)

廃掃法許可手続きに関しましては、県の振興局に適正に手続きをしておりました。ただ、建築基準法の手続きは本人も確認して、廃掃法の許可で十分足りていると認識をされていたということでありまして、本来、法制度的には必要なものであります。ただ、先ほど話しましたように、今般 産業廃棄物の処理についてもやって行きたいということで、相談があった際に本審議会におきましてあわせて都市計画上の支障がなければということで現在、審議をお願いしているところでございます。

(17番 宮本委員)

そうすると、県のほうに変更届けがあった段階で廃掃法と建築基準法と両方の審査が必要だと適切な助言があれば、もう少し早くそういう手続きがされたのかなという気がしましたが、そういうことですか。

(建築指導課)

はい。委員の言ったその通りで当課としましても、そういう事実を把握させていただいて、なおかつ事業者としても産業廃棄物の処理についても併せて計画しているという両方を把握しましたので、当課としましては、一番最速のスピードで処理させていただいて本審議会でお諮りしていきたいと考え、提案させていただきました。

(議長)

はい。どうぞ。

(3番 佐藤委員)

3番 佐藤玲子でございます。一つは脱水機というものがありますが、ここで出た水の処理は環境アセスメント上、大丈夫だというお話でしたが、何か水処理のようなものされて排水されているのか、その必要がなく環境的に大丈夫な水が排水されているのかが一点。それからもう一点、こちらに搬入される廃棄物といいます、どちらで廃棄物がこちらに持ち込まれるのかという2点をお伺いしたいと思います。

(建築指導課)

2つの質問ですが、まず一つ、水質の関係でございますが、工場内で生じる排出水につきましては、排水処理設備を設けまして、そこに県の産業廃棄物指導要綱排出基準、BODが20ppm以下とかSSが70ppm以下で、そういう設備を通して放流されることになっておりますので支障ないと考えております。あと、どのようなものが入ってくるかと廃プラスチックの受け入れでございますけど、現在、計画しているのは市町村の配送センターからリサイクル受け入れがございまして、まだ、確定しておりませんが、各地方の衛生処理組合とか広域行政組合で出てくるもので、これを入れ込んでいきたいと思っております。

(3番 佐藤委員)

分かりました。県内と思ってよろしいでしょうか。

(建築指導課)

受け入れ先は入札が毎年あって、決めていますので、業務委託という形で進めております。現在のところは、県内関係市町村になっております。

(3番 佐藤委員)

それから、水処理施設がこの地図だとどこにあるのかなと思ったのですが、そこまで書いていただけると分かりやすいかなと思いました。ありがとうございました。

(建築指導課)

今の地図ですが、説明に足りなくて申し訳ありません。8ページの機械室(1)のところに、工場棟から水色の点線が出ているところから排水経路になっていて機械を通って外に出るということでございます。すいません。丁寧な説明をかいましてした。

(3番 佐藤委員)

分かりました。ありがとうございました。

(議長)

はい。ほか。よろしいですか。私のほうから18番 山川ですけども、建築基準法と本審議会との関係をご質問いたします。

一つは、届出がなかったことに対するペナルティがあるのかどうなのかが一点、二点目は先ほどのご説明ですと、ここで了解がされればというニュアンスで聞いたんですが、建築基準法認可の届出と受付とここにおける了解というのは、どちらかが先と考えてなのか、あるいは建築基準法は、届出があれば、それで許可させることなのか

同時にという形になるのか。この2点についてご説明いただきたいと思います。

(建築指導課)

一つ目は、建築基準法の関係でございますが、冒頭で説明しましたが、建築基準法第51条の許可につきましては、都市計画審議会の同意を得なければならないということになっておりますので、当然県で建築基準法の許可を出す場合、同意が条件でございますので、同意がいただけなかった場合は許可できないということになりますので、よって建築確認申請等の確認ができないということになりますので不可という形になります。

(議長)

こちらが前提になると。

(建築指導課)

そういうことでございます。

(議長)

それから、届出がなかったということについて、ペナルティみたいなものは、建築基準法にあるんですか。

(建築指導課)

建築基準法の手続きの中で建築基準法第9条、例えば確認申請等の手続きを得ていなかった場合若しくは、現場の建物の中で、構造基準、設備基準など、具体的な基準で適合しなかった場合等がございます。例えば既に建築確認を行わないで、建築されてしまった場合につきましては、特定行政庁の県だったり各市だったり、行政庁の判断において事後的に、建築確認申請を求める場合、若しくは時間が経過してしまったということで、建築基準法12条で報告を求めて、現場の適合性を審査するということにおいて、現在建物があるのが実際の法令のどこに違反しているのかとの判断をしてございます。その上で、現場において建物が建築基準に違反している場合については、その違反を指導して適合な状態にするということを行政としては行っております。その過程において、行政側の指導等にご納得いただいて指導うけていただいて適合な形でその後、改善されるものにつきましては行政の主たる適合性が確保されたということですからあえて相手方にペナルティはいたしませんで、その後、適合な状態でお使い下さいということでございます。ただ、行政側から適合性の確保の指導においては従っていただけないなら場合におきましては法的手段において検討していくことをしてまいりますので、今まで県内に違反物件等も時々出てくることもありますけど、それにつきましても、行政側の指導によって改善されて、適合な状態になっているものが多いものですから、法的な手続きに基づく処分等については保留にさせてい

ただいているところでございます。

(議長)

という関係になっているというところでございます。

(12番 八島委員)

12番 八島です。2点質問します。7ページですが、中間処理材の種類と流通ですがどのくらいの割合で再生可能ペレットにして作るのか、全体量の再生可能な量と最終的には燃やして廃棄してしまう量の割合は。それとも燃やしてしまっ最終処分するのか。あと一つ、100m近くに住宅があると。廃棄物の場合は作るのはいいのですが、周辺の人たちの意見住民の意見で、今まで小さかったからいいけど24時間で15t以上でどんどんやられて、地域の住民が全然分からない感じではないのか、これについてお願いします。

(建築指導課)

一つ目受入れ量のどのくらいの割合で製品化されるのか、若しくは最終処分されてしまうのかということについてのご質問ですが、受け入れる一日の処理する量につきましては破砕機については、15tであるとか圧縮機は一日あたり19tであるとか処理の能力については把握しております。ただ具体的に今回スタートしたのがリサイクルをしていくということでペレット化してプラスチックメーカーに売却というリサイクル中心に事業計画を進めようと説明を受けておりますが、実際処理する量はどの程度なのかということまでは、事業者の方にも、お聞きしておりませんのでこれについての回答はできかねます。もう一つは、周辺住民等への説明会等への話でしたが、周辺住民については概ね200メートル範囲内でそこに住んでいる住民12人、近隣工場1社、さらには地区の区長さん、隣の区長さんも含めて説明させていただき、排水先の関係団体についても、説明させていただいたところです。さらに本宮市と公害防止協定を締結してこの事業に取り組んで行こうとしておりまして住民等からのこれに対する要望やお話はなく皆さん同意されているとお聞きしております。

(議長)

はい。よろしいでしょうか。他、ご質問ご意見はございませんか。若干の手続き等の指摘はされましたけども、これも十分勘案した上で、他にご意見もないようですので議案第1980号についてご異議ございませんか。

( 異議なし )

「ご異議無し」と認め、議案第1980号「特殊建築物の敷地の位置について」は、都市計画上支障なしといたします。

それでは、次の議案に移りますが、まだ、大分長くかかりそうですので、ちょっと

ここでトイレ休憩をはさみたいと思います。そしたら私の手元の時計で3時15分に再開させていただきたいと思います。

それでは、休憩に入ります。

(議長)

それでは、次の議案に移らせていただきます。

前に戻りまして、議案1959号からご審議いただきます。この議案から議案第1961号までの3件につきましては、同一の考え方に基づく都市計画区域の再編に関する議案であるため、一括してご審議いただきたいと思います。

それでは、議案第1959号「二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域の変更について」、議案第1960号「喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について」、議案第1961号「会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について」、以上3件について事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、まずこれまでの経緯について説明いたします。スクリーンをご覧ください。お手元の資料では資料3-1ページをご覧ください。

平成18年から、社会情勢に変化に基づき検討・議論を重ね、平成21年3月に「都市と田園地域等の共生」を基本理念とした「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定しました。このビジョンに基づきまして、平成21年から、「都市計画区域の再編」及び「区域マスタープランの見直し」についての検討・手続きを進めました。平成22年度には、マスタープラン素案が作成されましたが、平成23年の東日本大震災で、作業が一時中断しました。平成24年度より震災被害の大きい浜通りを除く、中通りと会津地方について再開し、震災影響や復興計画等を踏まえた原案の修正を行いまして市町村や関係機関との協議を行いました。

2ページをご覧ください。昨年6月にパブリックコメントを行い広く県民の意見を聞くとともに8月には都市政策推進専門小委員会を開催し、内容を議論していただきまして、その後、11月25日に開催した前回の都市計画審議会において中間報告をさせていただきました。皆様の意見をいただきながら、県内各地区での公聴会を実施しました。12月には、国交省、農水省との事前協議を行いまして、県総合計画審議会、計画案の縦覧、市町村からの意見照会を行いまして本日の都市計画審議会に至っております。

3ページをご覧ください。議案第1959号から1961号の都市計画区域の変更について説明いたします。

4ページをご覧ください。区画再編の基本的な考え方ですが、本県の7つの生活圏を基本として、市町村合併による行政区域の拡大、モータリゼーションの進展等による都市圏域等の拡大などをふまえ、将来的な土地利用等を検討し、都市計画区域の見直しを検討してまいりました。再開にあたっては、都市計画区域を指定する4つの視点

により検討しました。同じ広域行政組合などの、社会的・経済的な一体性、地形が平地で連続しているなどの土地利用の状況、鉄道や国道などの、主要な交通施設が設置されていること、通勤、通学等の日常生活圏であります。

5 ページをご覧ください。再編前は県内 44 市町村で 33 の都市計画区域がありました。

6 ページをご覧ください。33 区域のうち、線引きのある、4 区域と単独区域として 6 区域を残して残り 23 区域を 8 区域に再編し、最終的には 18 区域といたします。再編予定の 8 区域のうち、「三春田村小野都市計画区域」「県南都市計画区域」「南会津都市計画区域」の 3 区域については、区域拡大や縮小を伴わないため、既に平成 25 年 3 月の都市計画審議会で審議され、5 月に都市計画決定されております。また、浜通りの原町、相馬、鹿島、小高都市計画区域の統合と広野、富岡、双葉、浪江都市計画の統合については、復興まちづくりの状況を見ながら、引き続き検討してまいります。今回の議案では赤丸で囲まれた 3 区域「二本松本宮都市計画区域」「喜多方都市計画区域」「会津坂下都市計画区域」の再編についてであります。

7 ページをご覧ください。引き続き、議案第 1959 号二本松都市計画区域、本宮都市計画区域、及び岩代都市計画区域の変更について説明いたします。

8 ページをご覧ください。二本松本宮都市計画区域の拡大、縮小について説明します。二本松都市計画区域では、道の駅「安達」や「小沢工業団地」が立地し、既に都市的土地利用が進行している小沢地区 46.2ha を拡大するとともに、岩代都市計画区域では、「住宅団地」や「観光牧場」の計画が中止になり、都市的土地利用への変換が見込めなくなった地区を合わせて 775.2ha を縮小するものです。

9 ページをご覧ください。二本松、本宮、岩代都市計画区域は、岩代地区が二本松市と合併していることや、同じ安達地方広域行政組合として社会的経済的な一体性がある事から統合するものであります。

10 ページをご覧ください。現在の 3 都市計画区域面積を合わせると 22,557ha となりますが、ピンクの線で囲まれた拡大区域、46.2ha、黄色の線で囲まれた縮小区域 2ヶ所で合わせて 775.2ha を併せて、二本松本宮都市計画区域の面積は 21,828ha となります。赤線とピンク線で囲まれた区域です。

11 ページをご覧ください。議案第 1960 号喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について説明します。

12 ページをご覧ください。まず、喜多方都市計画区域の拡大について説明いたします。喜多方都市計画区域では、熱塩加納総合支所を中心とした地区が住宅地として土地利用されていることや、バイパスとして整備された国道 121 号大峠道路の沿線に工場や自動車販売店等が立地し、既に都市的土地利用が進行しているため、適正な土地利用の規制と誘導を図るとともに、自然環境との調和のとれた住環境を形成するために面積 1,901ha 拡大するものです。

13 ページをご覧ください。旧塩川町が平成 18 年に喜多方市と合併したことにより、新市として一体の都市計画区域とするものであります。

14 ページをご覧ください。

赤線で囲まれた区域が既決定区域でございまして統合したものでございまして区域 8,567ha、ピンク色の線が囲まれた拡大区域 1,901ha を合わせて、喜多方都市計画区域は面積 10,468ha となります。

15 ページをご覧ください。議案第 1961 号会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について説明いたします。

16 ページをご覧ください。湯川村は、国道 49 号や県道が東西方向に走り、会津坂下町と交通網や通勤通学、日常生活においてつながりが強く、同じ会津地区広域事業組合に属し、生活圏が一体であることから統合するものであります。

17 ページをご覧ください。赤線で囲まれた区域が決定区域を統合した区域で面積が 7,321ha となります。

続いて、議案書の説明にさせていただきます。議案書 7 ページをご覧ください。

議案第 1959 号二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域の変更について、都市計画区域を次のように変更する。

二本松本宮都市計画区域の面積、都市計画区域名、二本松都市計画区域、現在の面積 10,319ha、内訳 二本松市 10,296ha、大玉村 23ha、本宮都市計画区域、現在の面積 10,829ha、内訳 本宮市 6,430ha 大玉村 4,399ha、岩代都市計画区域 現在の面積 1,409ha 内訳は、3 計画区域ともに二本松本宮都市計画区域に統合、変更後、二本松本宮都市計画区域として、変更後の面積 21,828ha、内訳 二本松市 10,976ha、本宮市 6,430ha 大玉村 4,422ha となります。

なお、8 ページ、9 ページ、10 ページの都市計画区域に含まれる土地の区域及び、新たに都市計画区域の含まれる土地の区域、都市計画区域から除外する土地の区域の名称につきましては、省略させていただきます。

また、10 ページの理由につきましても、先ほど資料により説明したので省略させていただきます。

11 ページをご覧ください。市町村からの意見として、二本松市、本宮市、大玉村からの意見はありませんでした。

12 ページをご覧ください。

議案第 1960 号「喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について」都市計画区域を次のように変更する。

喜多方都市計画区域の面積、喜多方都市計画区域、現在の面積 5,779ha、変更後、10,468ha、内訳、喜多方市 10,468ha、塩川都市計画区域、現在の面積 2,788ha 内訳 喜多方市 2,788ha として喜多方都市計画区域に統合となります。なお、13 ページから 20 ページまでの都市計画区域に含まれる土地の区域、新たに都市計画区域の含まれる土地の区域の名称については、省略させていただきます。また、20 ページの理由につきましても、先ほど資料で説明しましたので、省略させていただきます。21 ページをご覧ください。市町村からの意見として、喜多方市からの意見はありませんでした。

22 ページをご覧ください。

議案第 1961 号会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について都市計



画区域は次のように変更する。

会津坂下計画区域の面積、会津坂下計画区域、現在の面積 5,685ha、変更後の面積、7,321ha、内訳 会津坂下町 5,685ha、湯川村 1,636ha でございます。塩川都市計画区域、現在の面積 1,636ha 会津坂下都市計画区域に統合されまして、内訳 湯川村 1,636ha として会津坂下都市計画区域に統合となります。都市計画区域に含まれる土地の区域は会津坂下町及び湯川村の都市計画区域です。理由につきましても、先ほど資料で説明したので、省略させていただきます。

23 ページをご覧ください。市町村からの意見として、会津坂下町、湯川村からの意見はありませんでした。以上で説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

只今の説明について、ご質問ご意見はございませんか。

なお、会場の都合で 16 時 30 分から予定が入っているそうなの、それまで終わらせなければならないので、長引くようであれば継続審議になってしまうことでもあります。それでは、ご質問ご意見はございませんか。

(17 番 宮本委員)

6 月にパブコメをやっているということなので、ここで、何件の意見が寄せられどんな意見があったのかお聞かせ下さい。

(議長)

パブコメの状況ですね。

(事務局)

この後、説明をしようと思っておりました。資料 20 ページをご覧ください。

こちらのほうですね。パブコメの結果ですが、マスタープランの見直しと一緒に実施しておりました。県北都市計画区域で 15 通 38 件、田村三春小野計画区域で 1 通 1 件です。パブリックコメントに関する意見は、マスタープランに関する意見がすべてでした。都市計画区域に関しては意見はありませんでした。

(議長)

意義なしということで。他いかがでしょう。

(17 番 宮本委員)

今回、都市計画区域の編入される地域というのは今の説明を聞いても既にもう開発が進んでいる地域ですよね。一般的にはまちづくりの計画があって、そして都市計画があって、そこにいろんな施設が張りつくというのが、普通のまちづくりの順番では

ないか、と感じますけれど、今回はそうではなく、もう既に開発が先行しているということは、この都市計画決定との関係とどのように考えているかお聞かせ下さい。

(議長)

はい。

(事務局)

二本松、本宮、岩代都市計画区域は既にミニ開発が行われていて都市化が進んでいるところがございますが、まだ、一部都市化されていないところがあるので、その部分を秩序ある土地利用を進めていくということで今回都市計画区域に編入して緩やかに規制をしていくということで、喜多方都市計画区域に関しましては、熱塩加納村については、合併前は都市計画区域を有していない市町村ですから今回合併に伴いまして、喜多方市として一つの都市計画区域として秩序ある都市を目指して緩やかに規制していくということで区域に編入しています。あと一部国道 121 号沿いについて今後、開発が見込まれるということでそこも秩序ある都市として、まず、都市計画区域を指定していたからといってすぐに開発を進めるというわけではなくて、市街化区域とか用途地域とかそういったことを指定すれば積極的に開発するということがございますが、今回は積極的に開発を進めるということではなくて、一つは既に都市化とされた部分ともう一つは都市計画区域を指定することでより緩やかに規制をしていくと、ミニ開発を抑制とか建築物を立てるとか建築確認をきちんとやっていただいて建物を建てるという規制をしていくということで今回、区域拡大をさせていただきました。

(議長)

はい。緩やかな規制をしていくと微妙な表現ではありますが、よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見もないようですので、議案第 1959 号、議案第 1960 号及び議案第 1961 号について、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

「ご異議無し」と認め、議案第 1959 号「二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域の変更について」、議案第 1960 号「喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について」、議案第 1961 号「会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。

議案 1962 号から議案第 1976 号までの 15 件につきましては、県内 15 都市計画区域における「整備、開発及び保全の方針」を変更する議案であり、前回の審議会でも中間報告をいただいておりますが、その後の経過も含めまして、一括してご審議いただきたいと思っております。

それでは、議案第 1962 号から議案第 1976 号までの、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

なお、お手元の資料-3 の、19 ページをお開き下さい。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「マスタープラン」の構成でございますが、「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」による基本理念であります「都市と田園地域等の共生」及び、三つの基本方針の具体化と、東日本大震災による「震災・復興の視点」である「安全・安心な災害に強いまちづくり」と「復興のための新たな土地利用」を加え、右側の見直しの構成を策定しております。

1. 都市計画の目標、2. 区域区分の決定の有無と方針、3. 主要な都市計画決定の方針でございます。

20 ページをご覧ください。

これは6月に行ったパブリックコメントの結果でございます。

意見は、全部で39件あり、そのうち38件が県北都市計画区域への意見で、ほとんどが伊達市に関連するものであります。

主な意見として「伊達市のまちづくり支援」、「市街化調整区域での市街地の拡大」、「国道4号沿いのIC予定地での商業地としての土地利用検討」という意見と、「大型商業施設の郊外立地の抑制を踏まえた商業地等の配置」という意見が出でございました。県としては「基本的に現行の考え方を継続し、大幅な変更は行わない」と回答しております。

21 ページをご覧ください。

8月に開催した都市政策推進専門小委員会からの意見とその対応であります。

小委員会では、震災を踏まえた人口流動や土地利用計画における復興の視点での記載を増やすべきではないかなどの意見がございました。それに対しまして本編の中で、マスタープランの都市づくりの理念における震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方等において加筆しております。

ここまでは、前回の都市計画審議会で中間報告で説明させていただいております。

22 ページをご覧ください。

前回の都市計画審議会の中間報告に対する主な意見でございます。

まず「帰還困難な状況の中、避難先における新しいまちづくりを検討したいとなった時、どのような対応していくのか」というご質問に答えまして、こちらに対しまして「避難されている方々の意向や避難先の市町村の状況を確認しながら課題解決に取り組んでいきます。」と回答させていただきました。

また、「目標年次が平成42年となっているが、10年後などもっと短いスパンで見ることにはできないのか」という意見に対しまして、「都市計画マスタープランは長期

的なスパンでの都市の将来像を示すもので、短期的な対応については、本編冒頭の都市づくりの考え方の中で記載しています。」と回答させていただきました。

また、「郊外への大型店の進出がまちの姿を大きく変えてしまったことから、これまでのまちづくりの問題点を踏まえて、新しいマスタープランの作成が求められている」という意見に対しまして「これまでのまちづくりの問題点を踏まえて、持続可能なまちづくりを目指したマスタープランを作成している」と回答させていただきました。

それでは各区域について、概要版で説明いたしますので、資料-4、概要版をご覧ください。

なお、中間報告で一枚一枚説明していますので、この後の国との協議、市町村からの意見等から文言や図面で若干の修正はございますが、内容については中間報告時とほとんど同じ内容となっています。県北地区を代表として説明させていただいて、後は、違うところを一行程度で説明させていただきます。大変申し訳ありません。

まず、資料 4-1 県北都市計画区域をご覧ください。

概要版は、表面に基本的事項、都市計画の目標、真ん中にありまして、裏面に決定方針を記載しています。

基本的事項で、県北都市計画区域は、対象区域は福島市、伊達市、桑折町、国見町の各行政区域の一部からなっており、主な特徴といたしまして、左側の 1) 都市の現状と課題の、「土地利用」を見ていただきたいと思いますが、一番上「人口減少が予想され、また、東日本大震災や原子力災害などの影響による県外への人口流出や浪江町、飯舘村など他市町村からの人口流動が大きく、今後の土地利用の動向に影響を及ぼす」という課題であったり、3「福島市等の中心市街地では、空洞化が進行しており、都市機能の再編、居住環境の向上などによる活性化の推進、商業業務機能の充実・強化が必要」という課題があります。

真ん中の欄をご覧ください。

2) 都市計画の目標『都市づくり理念』の欄につきましては、本県の基本理念である「都市と田園地域等の共生」と 3 つの都市づくり基本的な考え方を示させていただき、各区域の都市づくりビジョンと、7 つの理念をまとめております。これは各区域同じでございます。

県北区域においての理念として、特に⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成で、上から 3 番目でございますが、「無秩序な市街地拡大防止と、まとまりのある市街地の形成」あるいは⑥環境負荷の少ないまちづくりの推進で、上から 4 番目「農地への復元が困難な耕作放棄地等の太陽光発電などによる土地利用の促進」を挙げています。めくっていただきまして、裏面は、各都市計画の決定方針を具体的に記載しております。4 の土地利用に関する決定方針の中の「商業業務地において、福島駅周辺は行政・商業をはじめとした機能が集中しており、今後も都市機能の集積を誘導す

る」と決定方針をかかげております。時間がありませんのでテンポアップしていきたいと思えます。

次に資料 4-2、霊山都市計画区域におきましては、真ん中の⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備で、「広域的な連携軸として東北中央自動車道の整備、また、国道の機能強化と東西南北の交通軸の形成」などを目標として掲げております。

次に資料 4-3、川俣都市計画区域でございますが、計画の理念の中で、④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進で、「都市部との交流を促進する仕組みづくりに努め、市街地部でも集落部でも、コミュニティが持続し住み続けられる地域づくりを推進」などを挙げております。

次に資料 4-4、二本松本宮都市計画区域におきましては、飛び区域となる岩代地区などの問題がありまして、理念としましては③生活圏の広域化に対応した交流と連携のネットワークづくりにおいて「拠点間の連携の強化、拠点地区と集落地区とのネットワークの形成を図り、都市部と田園地域の交流を促進」などを挙げております。

次に資料 4-5、県中都市計画区域は、こちらにつきましては、「都市内交通を円滑に処理できる道路ネットワークの形成や拡幅等の改良が必要」という課題がありまして、⑥環境負荷の少ないまちづくりの推進において、「効率的で利便性の高い公共交通体系を構築し、自動車交通からの転換を促進」するという目標を挙げております。

また、資料 4-6、田村・三春・小野都市計画区域については、「駅機能の強化」の課題があり、理念において、④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進で、「都市部との交流や、移動手段の確保に努め、地域内外の力でコミュニティの活性化」を挙げています。

次に資料 4-7、石川都市計画区域こちらにつきましては、⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成で、「空港、あぶくま高原道路を活用した新たな時代をリードする産業の創出や集積を検討する」などを挙げています。

次に資料 4-8、県南都市計画区域でございますが、こちらにつきましては、「小峰城など歴史的文化的資源を生かした広域的な交流・連携拡大が望まれる」という課題があり、⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成で、「多様な都市機能の充実、歴史的資源の活用やまちづくり団体との連携による中心市街地の魅力とにぎわいの向上」などを挙げています。

次に資料 4-9、会津都市計画区域におきましては、「観光交流機能と暮らしやすい市街地が調和した魅力ある中心市街地を形成」という課題があり、目標では、⑦の住民の暮らしを支える都市施設の整備の中で、「良好な都市環境の形成と観光交流に必要な都市施設を整備」を挙げています。

次に資料 4-10、会津高田都市計画区域、こちらは、「人口が減少し、地域コミュニティの活力低下」という課題があり、目標は④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進で、「市街地では、日常生活拠点、交通拠点を生かした住民同士、来町者とのコミュニティの活性化」「田園地域等の既存集落では、都市との交流を通じたコミュニティの活性化」を掲げております。

次に資料 4-11、会津坂下都市計画区域でございますが、こちらにつきましては、「住み続けられるまちの形成が必要」という課題があり、⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成で、「街なみや歩行空間の整備を図るとともに、既存の施設や空き店舗の利活用の仕組みを構築」し、町の基幹産業である米を中心とした農業の振興と農商工連携による 6 次産業化」などを挙げています。

次に資料 4-12、喜多方都市計画区域でございます。こちらにつきましては、⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備で、「市街地では古い街なみや『蔵』との調和、市街地近郊では、日常生活における利便性向上や魅力ある居住環境の維持・増進、田園環境との調和に配慮」を挙げています。

次に資料 4-13、猪苗代都市計画区域につきましては、④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進で、「市街地部での都市機能集積を生かした人口の定着、田園地域では、多様な観光資源を生かし、都市との交流の促進」を挙げています。

次に資料 4-14、西会津都市計画区域でございますが、こちらは、「安全・安心で利便性の高い道路の整備が必要」という課題があり、②安全で安心できるまちづくりの推進において、「豪雪に対応した都市施設の整備」を挙げています。

次に資料 4-15、南会津都市計画区域でございますがこちらにつきましては、「高齢社会に対応した生活利便施設、都市機能の充実、雪に強い生活道路などの快適な居住環境の形成を図り、安心して定住できるまちづくりが必要」という課題があり、そこで⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備のところで、「雪に強い交通網や生活基盤の整備」を挙げています。

次に 議案書の説明を行います。

議案書の 24 ページをお開き下さい。議案第 1962 号 県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更でございます。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。別紙でございます。

理由といたしましては、都市計画法第 6 条 2 第 1 項に基づき、平成 16 年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。参考といたしましては公聴会開催状況、開催日は平成 25 年 11 月 25 日、26 日、公述人は 1 名、公述内容は別紙 1 のとおり。

資料の別紙 1 をご覧下さい。

意見の要旨は、持続可能な集約型の都市を実現するため、「地域特性に応じたコンパクトな都市づくり」を推進する基本方針が示されていることから賛成する。

また、今後も県北都市計画マスタープランや福島県の商業まちづくりの考え方に基づき、中心市街地の衰退を引き起こす大型商業施設の郊外立地を抑制するということを望む。という意見で、対応方針としては、本案に賛成する意見であったことから、原案とおりといたします。

引き続き市町村からの意見でございますが、福島市、桑折町、国見町から意見は、ありませんでしたが、伊達市から2件ほど意見がありました。

別紙-2をご覧ください。

意見の内容ですけれども、伊達市単独の都市計画区域を設定について、区域区分を定めない。まず、単独の都市計画区域の設定につきましては、合併により、県北と霊山の2つの都市計画区域を持っていることで、運用上苦慮していること。

それと、区域区分については、伊達市の人口規模で、単独な場合、開発圧力等を勘案し、区域区分を定めないことが妥当という意見がありました。県といたしましては、単独の都市計画区域設定について、合併後の行政区域が複数の地理的に離れた都市計画区域である場合には、地理的・社会的条件や開発動向など地域の実態を十分検証するとともに、住民の意見や審議会等の意見も反映しながら、あくまで実質的に一体の都市として整備、開発及び保全を行うことがふさわしいかどうか総合的・客観的に判断しています。

県北都市計画区域においては、国道4号や鉄道等の結びつきが強く、通勤・通学、高度医療機関への通院等、社会的にもつながりが強いことから、伊達市を含め実質上一体の都市計画区域と考えます。

一方、霊山都市計画区域は、豊かな自然に囲まれた地域であることから、それらを活かした、まちづくりが必要であり、地理的にも一体の都市として整備することは困難であることから、県北都市計画区域とは異なる区域と考えます。

また、区域区分につきましても、近年、人口は減少局面に入っており、この傾向は今後加速するものと予想されますが、県北都市計画区域においては、広域的な都市機能の集積による開発圧力や郊外への無秩序な市街地拡大が引き続き懸念されます。

市街地の周辺には優良な農地が広がり、豊かな自然環境、良好な景観を構成する要素になっており、これらの自然環境と調和した土地利用を図るとともに、既存の社会資本を生かした少子高齢化に十分対応できる計画的で効率的、かつ都市機能が集約された市街地形成を図るため、引き続き、適正な土地利用規制は必要と考えます。

したがって原案通りとします。

2つ目は、めくっていただいて裏面ですが、伊達市堂ノ内地区について流通業務地から「多機能型複合商業施設地区」と変更することです。

東北中央自動車道と国道4号が交差する堂ノ内地区に設定されるインターチェンジ付近には、多機能型複合商業施設を計画しており、伊達市の新たなまちづくりとして、また、復興の拠点となるものでございます。それに対して県としましては、伊達市堂ノ内地区は、市街化調整区域内に位置し、市街化を抑制する地区です。人口減少や少子高齢社会の進展が見込まれる中、市街地拡大を抑制し持続可能な集約型の都市の実現という方針については、震災後のまちづくりにおいても変わりません。

一方、当該地区は国道4号沿線や東北中央自動車道のインターチェンジ設置が予定されるなど、交通の利便性が高いことから、沿道の土地利用を図るため、市街地が周辺に拡大するおそれのない流通業務地として検討を行うものとしています。

当該マスタープランに「多機能型複合商業施設地区」を位置づけることについて、当該施設の立地が広域的に影響すると見込まれる場合には、周辺市町村の理解が必要と考えます。したがって原案のとおりとします。

議案書 25 ページをご覧ください。

議案第 1963 号 霊山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、内容につきましては、県北都市計画と同じなので、省略します。

参考で公聴会開催日は平成 25 年 11 月 29 日、公述人はありませんでした。都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況については、縦覧期間は平成 26 年 2 月 14 日から 28 日までで 意見書の提出はありませんでした。

市町村の意見ですが 伊達市から意見がありましたが、内容は県北都市計画区域と同じで、「伊達市単独で都市計画区域を設定し、区域区分を定めない」という意見でしたので、原案通りといたします。

議案書 26 ページをご覧ください。

議案第 1964 号 川俣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、内容につきましては、県北都市計画と同じあります。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 27 日で川俣町からの意見はありませんでした。

議案書 27 ページをご覧ください。

議案第 1965 号 二本松本宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、内容は同じでございます。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 28 日、本宮町市から意見がありました。本宮市から別紙の 2 でございます。都市計画道路の 1 路線を主要な施設整備路線の整備目標に追加要望があり、反映させて頂きました。

議案書 28 ページをご覧ください。

議案第 1966 号 県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、内容につきましては県北都市計画と同じでございます。公聴会開催日は、平成 25 年 11 月 26 日、公述人はありませんでした。市町村の意見は郡山市からはありませんでしたが、須賀川市と鏡石町よりありました。須賀川市は都市計画道路の削除と図面の修正でありましたので修正しました。

また、鏡石町は基準年次、将来人口、公園の位置づけの考え方に関するもので、それぞれ十分検討して作成していることから、原案のとおりとします。

議案書 29 ページをご覧ください。

議案第 1967 号 田村三春小野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、内容につきましては省略いたします。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 29 日で市町村からの意見はありませんでした。

議案書 30 ページをご覧ください。

議案第 1968 号 石川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、内容につきましては省略いたします。



公聴会開催日は平成 25 年 11 月 27 日、市町村からの意見はありませんでした。  
議案書 31 ページをご覧ください。

議案第 1969 号 県南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、  
内容につきましては省略いたします。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 28 日で市町村からの意見は、矢吹町と棚倉町からあ  
りました。

矢吹町からは、沿道商業地を追記する意見でありましたが、商業業務地は矢吹駅前  
に位置づけていることから、現在の用途による土地利用として、原案とおりと  
いたします。棚倉町からは、附図の修正の意見があり、修正いたしました。

議案書 32 ページをご覧ください。

議案第 1970 号 会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、内  
容につきましては省略いたします。

公聴開催日は平成 25 年 11 月 27 日で市町村からの意見はありませんでした。

議案書 33 ページをご覧ください。

議案第 1971 号 会津高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、  
内容につきましては省略いたします。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 28 日で市町村からの意見はありませんでした。

議案書 34 ページをご覧ください。

議案第 1972 号 会津坂下都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、  
内容につきましては省略いたします。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 26 日で町村からの意見はありませんでした。

議案書 35 ページをご覧ください。

議案第 1973 号 喜多方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、  
内容につきましては省略いたします。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 29 日で市からの意見はありませんでした。

議案書 36 ページをご覧ください。

議案第 1974 号 猪苗代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、  
内容につきましては省略いたします。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 26 日で町からの意見はありませんでした。

議案書 37 ページをご覧ください。

議案第 1975 号 西会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、  
内容につきましては省略いたします。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 28 日で町からの意見はありませんでした。

議案書 38 ページをご覧ください。

議案第 1976 号 南会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、  
内容につきましては省略いたします。

公聴会開催日は平成 25 年 11 月 26 日で町からの意見はありませんでした。

以上で説明を終わります。

(議長)

はい。ありがとうございました。終了の時間が若干ずれ込んでもいいということなのでご意見をいただきたいと思います。重要な論点もあります。

どこからでも結構です。一個一個やっていくとかなり時間がかかると思うので。

どこでも結構です。いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

意見が一番出たのが県北の都市計画区域に関する意見ですが、伊達市からということですが。私は県の回答判断を支持するという立場で意見を述べたいと思います。この旧伊達町堂ノ内地区は大型商業施設の計画がありまして、周辺の商業施設関係消費者団体市町村からの様々な意見が出されて、そして県と商業まちづくり条例を作ってきたという計画があります。その当時から見ても状況は変わってないと私は判断をいたします。そういう点で県として都市計画の変更はしないという判断は適切であると考えておりますので意見として述べておきたいと思います。

(議長)

はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(11番 荒委員)

先程と、同じになってしまうのですが、2点あります。「中間報告」のときに申し上げたことですが、「震災の影響を鑑みて」と言っているその改善、つまり対策がマスタープランにどう結びついているのかと、説明に違和感があるという質問をしました。その根拠として、震災以前の「マスタープラン」に、その後の修正がかけられたのは、漠然とした、「影響を鑑みた」とことと「人口減少が見込まれる」、そうした非常に大雑把な説明で、結論としては、「安全・安心、魅力ある活気あるまちづくり」、非常に納得できないんですね。私は、専門的にどういう段取りがあつてこういうことが一般の人に納得できるというのか、その作業のプロセスを知らないのに、非常に不思議だということを「中間報告」の時に意見を言いました。「安心・安全」という意味では、やはりこれから蓄積されていく放射線の問題。これは本当に解決したのですか。腐葉土に堆積する、汚泥に堆積する、河川からも。相双地区には海岸線もありますから蓄積されていくんですね。そうすると「安心・安全」で住み続けられて田園地域が広がって農業地域とは、蓄積自体は除染では表面的には取れるけれど、まだ山の除染されていない地域からの低い地域への移動があるということは、やっぱり非常に周知の事なんですね。「安心・安全」について先程のご説明では、「下水が安全、次の地震に備えて災害に強い下水道整備」、それは分かるんですが、今はどうなのかというのは非常に不思議な説明なんですね。「魅力があつて活気ある」というのは、やはり次の世代を抱えて地域が維持できるという意味だと思うんですね。

先程、県の鈴木さんに日本統計協会の資料をお渡ししましたが、そこでは一般的に人口の推移というのは、子育て世代、次の世代がどれくらい定着しているのかということで、「10年20年人口の推移は減少すると見込まれる」ということだけでは数値化できないんですね。そういう事が実際にあるにも係らず漠然とした、「安心が見込まれる地域で定住できますよ」という説明だけでは、震災前の説明のままでは、なかなか実感として持てない。すみません。

説明としては一般の人に対して、何が安全なのか細かな配慮がお願いいただければと思います。「マスタープラン」ということで趣旨は分かるのですが、一番心配なところは定住ということですよ。健康があって、農業があるなら消費ですよ。市場の評価があります。

最後に、資料の中で、例えば一つ前の議案ですけど、合併の時に何haになりますという時に、人口を載せてもらいたいです。すみません。以上です。

(議長)

はい。一つは資料3-1ページの経緯に関わる質問。それから安全安心といわれていることがどうなのか。人口、放射性物質の問題からの関係でどうなのか。まずは経緯から。

(事務局)

震災前からマスタープランづくりに取り組んできたわけですけども震災があったということで震災の影響を追加検討したことで、追加案については資料の2ページのパブリックコメントを実施して県民の方から意見を頂いて案をまとめてきているということで先ほど実際にパブリックコメントをやった結果、県北から意見が出た都市計画の土地利用の話がほとんどでございまして、特に震災を踏まえて、見直し内容に意見はなかったということ原案で作業を進めてきております。安全、安心についてはもともと都市づくりですから安全安心は当然必要なことで震災前の案でも盛り込んでおります。地震であったり、火災であったり、水害だったりそういう対応策というのはマスタープラン、震災前の案の中でも考えておりましたけれど、今回の東日本大震災ということで極めて大きな地震が発生した時にどうなのかということで、震災前に想定していなかったところについて記載を追加しております。一つの話として下水道の話もしましたが、その他、やはり避難物資運搬の話とか実際の避難路の話などを加えて、今回あくまで都市計画マスタープランの中ですべてをカバーできるものではありませんので除染の話はまた別の分野でしっかりと計画を作って対応して、農業の話も農業の分野での計画がありますから、きちんとした震災対応していくということで計画を作っておりますのでそれを各分野で計画的に総合的に策定しておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

(11番 荒委員)

ありがとうございました。ただ、一点確認なんですけど、県民の意見を聞いたというのが  
パブリックコメント1点となっている、と理解をしたのですが。慣れていないと思う  
んですよ。なかなか、吸い上げというのは、意見の吸い上げというのは本当に。今こ  
うして集まれる我々の状況よりも、もっと大変な状況であってパブリックコメント、  
そんなことまで考えられないほど生活が、将来が、見えないということを多くの人が  
抱えているわけですね。その吸い上げがパブリックコメントで、公聴会を開いたとい  
うことで、きちんと反映するのか、それこそ震災以前と状況が違っていることなん  
ですね。どこもやっていないような、県民の切実な要望を福島県は吸い上げる、その先  
進例をぜひやっていただきたい。形式に投げるのではなくて、県民ともに作っていく、  
そういうふうな門戸を広くしていただけると。もう3年経ったので光が欲しいと思  
います。すみません、長くなりました。

(議長)

現在、我々が議論したのは素案ですので、かなりここをこんな風に修正して欲しい  
ということがあれば具体的に議論が可能かと思えます。

(11 番 荒委員)

はい。わかりました。パブリックコメント。

(議長)

パブコメもそうですけどそれを受けて委員としてそういう経緯をここで発言して頂  
き、この場が最後ですので、その面でここをこういう風に修正すべきではないかこう  
いうご意見が出されれば事務局のほうでどう対応するのかっていう回答が来ます。一  
般の不安だけでは、もう中間報告で議論してますので、この場ではできる限りこの  
文言をこういう風に修正して欲しいというご意見があればここで議論する対象になり  
ます。

(12 番 八島委員)

12 番 八島です。あの私の仕事は福島県 46 町村あります。市の方は市議会でま  
とめております。今、言われたことが各町村で3月議会でいろいろ質問が出て町の方  
で出しております。安全安心の問題、除染の問題、その他いろいろ生活再建の問題。  
だから県としては大きな幹を作るんだけど。我々、末端の除染をどうするんだとか、住  
宅を造るかで、ここは少し意見を聞いて違うのかなと思って聞いていたんですけど、細  
かいことはたくさんあります。地元は伊達でございまして、基本的に県の方針は了承、  
正しいと思えます。全体的な本題も会津に行けば会津の問題、県南に行けば県南の問  
題、各市町村が抱えておりますけど、基本的な事を網羅して、一つの計画を出してい

るなど。私は基本、この今日の提案は賛成する立場でよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(議長)

例えば、ここに概要版がありますけども、概要版のこういうところを修正する意見があればもう一度議論できると思ひます。

(3番 佐藤委員)

このマスタープランに関しては私も基本このままでいいと思ひますが、前文のところで、ぜひとも、私たちはこういう経験をした、特に震災でほかの県とは違つた悲しみやいろいろな傷つきがあつたという文言をどこかに入れて頂きたいなと思ひます。それを踏まえてのマスタープランなんだよ、と言うそういう風なシグナル発信があつて欲しいなと具体的に言ひますと感ひしました。

(議長)

これは今日でている概要版、本編になりますけどもその前に前段が付くのか。

(事務局)

今のところは、考えていませんでしたけれど、本編の7ページ県北都市計画区域の一番前の7ページのところに震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方ということで、ここに詳しい東日本震災や原子力災害を踏まえてこのように記載しております。マスタープランの内容としましてはこういった形からご理解頂けたら。ただ、実際に公表するにあたっては、そういったところも付け加えたりしながら公表をしていくということで周知していききたいなと考えております。

(3番 佐藤委員)

福島土地利用の委員もさせていただいた時に、その7ページあたりに文言が出てきて私は1ページにそれが欲しいということを申し上げたのです。他の東京とか他のマスタープランはそれでいいのかもしれないけど、1ページに文言が欲しいとお願ひした経緯がありました。なので、他の県とは違う荒委員が言つたいろいろな悲しみとかいろいろなものを経験した私たちだからこそ言えるマスタープランなんですと、説明が一言、1ページあたりに欲しいという気がしました。これはお願ひです。

(議長)

はい。それは冒頭のところに、それではなんとなく、いきなり結論からの感じになってしまうので基本的な考え方をもっと前面に出して組み立てて欲しいと強い要望がありました。事務局にお伝ひします。

(17 番 宮本委員)

今の佐藤委員の意見とも関連するのですが、今回は浜通りの地域についてはまだ決定していないということですが、実は相双地区の方々が県内あちこちに避難されているわけですね。避難者の声を聞くと、今避難先での新しい生活を再建したいという希望が結構多いですね。だから、そういう皆さんの避難者要望に沿った中で土地利用に基づく新たなコミュニティ形成とかの要望がこれからどんどん出てくると思うんですよね。だから、それに対応できるようなマスタープランにしておく必要があるだろうと思うんですよ。基本的にこの段階ではこれでいいとしてもそういう要望が出てきた時にどういう対応をしていくのかという何らかの形で考えとしてはなされているというものが必要かなという気がしておりましたので、それは意見として申しあげておきたいと思いました。

(議長)

それでは内容的には県北とすれば、7 ページの考えた方これを冒頭にもってくるということで、少し調整をしていただきたいと思います。具体的に私の方も相談しながらということでご了解いただけますでしょうか。はい。それでは他ご意見ございますでしょうか。それでは、他に意見もないようですので、議案第 1962 号から議案第 1976 号までの 15 議案について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「ご異議なし」と認め、議案第 1962 号から議案第 1976 号までの、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更については、原案通り同意するということに決定いたしました。

それでは、次の議案に、移らさせていただきます。

議案第 1977 号から議案第 1979 号までの 3 件につきましては 区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の変更に関する議案であるため一括してご審議いただきたいと思います。

(議長)

それでは、議案第 1977 号から議案第 1979 号の「都市計画区域区分の変更について」事務局より説明願います。

(事務局)

スクリーンをご覧ください。

なお、お手元の資料-3 の、24 ページをお開き下さい。基本的な考え方、見直し方針、経緯でございますが、まず、拡散型の都市づくりを転換、生活環境を重視した持続可能な集約型の都市づくりを目指すものです。

見直しの方針としましてまず、計画性の乏しい郊外開発等を抑制すること、それと原則として既に計画的な市街地の整備が行われた区域、そして計画的な市街地整備が行われる見込みがない区域は、市街化調整区域へ編入するという考え方でございます。経緯につきましては、都市計画区域マスタープランの見直し作業と同じスケジュールで進めてまいりました。

25 ページをご覧ください。

議案第 1977 号 県北都市計画区域区分の変更について。

26 ページをご覧ください。

変更計画の理由ですが、県北都市計画区域について、計画的な市街地が完了した区域、計画的な市街地整備の見込みがなくなった区域及び道路整備等により区域界を修正する必要がある区域について、区域区分を変更するものです。

市街化区域及び市街化調整区域の規模は、市街化区域 6,206.5ha から 6,242.5ha へ 36.0ha の増、市街化調整区域を 36.0ha の減とするものです。

27 ページをご覧ください。

市街化区域の編入箇所でございます。福島市北沢又地区 15.7ha 松川町地区 0.2ha、福島市さくら地区 0.7ha 沖高地区 0.003ha、伊達市高子地区 22.6ha 以上 39.2ha を市街化区域に編入します。市街化調整区域へ編入するのは福島市北岡島地区 3.1ha 福島市沖高地区 0.08ha 合計 3.2ha を市街化調整区域に編入します。

28 ページをご覧ください。

総括図で各地区を示しています。福島市北沢又地区、沖高地区、岡島地区、さくら地区です。

29 ページをご覧ください。

こちら福島市松川地区です。

30 ページをご覧ください。

伊達市の総括図でございまして、高子地区です。阿武隈急行高子駅周辺でございます。

31 ページをご覧ください。

各地区の詳細な図でございます。北沢又地区は、計画的な市街地整備が完了している北沢又小学校付近の 15.7ha を市街化区域へ編入いたします。松川町地区も、計画的な市街地整備が完了したため 0.2ha を編入します。

32 ページをご覧ください。

岡島地区は宮畑遺跡史跡保存の為、市街化整備の見込みが無くなったため、3.1ha を市街化調整区域へ編入するものです。さくら地区は、区画整理事業と合わせた市道整備により、整理されたので、区域界の変更に伴う、0.7ha を市街化区域へ編入するものです。

33 ページをご覧ください。

福島市沖高地区は、市街化区域と調整区域の境の市道を整備したため、区域界の修正に伴い、市街化区域へ 0.003ha、市街化調整区域へ 0.08ha 編入するものです。

34 ページをご覧ください。

伊達市高子地区は、阿武隈急行高子駅周辺で、平成 18 年の法改正以前に、県企業局及び住宅供給公社が開発した 22.6ha が既に市街化されているため、市街化調整区域か市街化区域へ編入するものです。

35 ページをご覧ください。

議案第 1978 号 県中都市計画区域区分の変更について、説明します。

36 ページをご覧ください。

工業団地整備計画が確定したことにより、区域界を修正する必要があるため、区域区分を変更するものです。

市街化区域及び市街化調整区域の規模は、市街化区 8,747.4ha から 8,748.5ha へ 1.1ha の増、市街化調整区域を 1.1ha の減とするものです。

37 ページをご覧ください。

市街化区域編入箇所、郡山西部第一工業団地は、整備計画が確定したことにより区域界を変更し、市街化区域へ 6.1ha、市街化調整区域へ 5.0ha 編入するものです。

38 ページをご覧ください。

総括図です。郡山西部第一工業団地の位置を示しています。

39 ページをご覧ください。

計画図です。ピンク線で囲まれた箇所が市街化区域への編入箇所、黄色で囲まれた箇所が市街化調整区域へ編入する区域であります。

40 ページをご覧ください。

議案第 1979 号 会津都市計画区域区分の変更について、説明します。

41 ページをご覧ください。

道路が整備されたことにより、区域界を修正する必要があるため、区域区分を変更するものです。会津若松市広田地区において、対象面積が 0.04ha を市街化区域へ編入します。

42 ページをご覧ください。総括図です。市街化区域編入する広田地区です。

43 ページをご覧ください。計画図です。この市道が整備されたことにより、市街化調整区域が残ってしまうので、区域界を整理し市街化区域へ編入するものです。

続きまして議案書を説明いたします。

議案書の 39 ページをご覧ください。

議案第 1977 号 県北都市計画区域区分の変更について、都市計画区域区分を次のように変更します。

市街化区域及び市街化調整区域の区分は計画図表示のとおりです。理由は、資料で説明しましたので省略いたします。区域の面積につきましても資料で説明しましたので、省略いたします。

40 ページの市町村別内訳でございます。

41 ページをご覧ください。



公聴会開催状況、開催日は、平成 25 年 11 月 25 日から 26 日、公述人はありませんでした。

都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況は、縦覧期間：平成 26 年 2 月 14 日から 28 日まで、意見書の提出はありませんでした。

市町村からの意見もありませんでした。

42 ページをご覧ください。

議案第 1978 号県中都市計画区域区分の変更について、都市計画区域区分を次のように変更します。

内容、理由は先ほど説明しましたので省略いたします。

43 ページの市町村別内訳等は省略いたします。

44 ページをご覧ください。

公聴会開催状況、開催日は平成 25 年 11 月 26 日、公述人はありませんでした。

都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況は、縦覧期間：平成 26 年 2 月 14 日から 28 日までで、意見書の提出はありませんでした。市町村からの意見はありませんでした。

45 ページをご覧ください。

議案第 1979 号会津都市計画区域区分の変更について、次のように変更する。

内容、理由は先ほど説明したので省略いたします。

46 ページの市町村別内訳等は省略いたします。

47 ページをご覧ください。

参考としまして、公聴会開催状況、開催日は平成 25 年 11 月 27 日、公述人はありませんでした。

案の縦覧及び意見書の提出状況は、縦覧期間は平成 26 年 2 月 14 日から 28 日までで、意見書の提出はありませんでした。市町村からの意見はありませんでした。

以上で説明を終わります。

(議長)

只今の説明について、ご質問ご意見はございませんか。

(17 番 宮本委員)

都市計画区域に編入される地域については都市計画税が課税されるということになるわけですね。それは住民の負担が増えるということは大変かなと思いますけど同時に都市施設として下水道の整備を市街化区域については、公共下水道の整備を進める区域になるわけですけどこの地域についての下水道の状況についてお聞かせ下さい。

(議長)

下水道の整備状況について。

(事務局)

今回、市街化調整区域に編入する区域箇所下水道は整備ということでよろしいですか。大きなところでは福島市の北沢又地区それから伊達市の高子沼地区こちらにつ

いては市の下水道なり合併浄化槽整備がなされているとかで今後整備が特に必要ではないとなっています。

(議長)

整備されているということ。

(事務局)

大規模開発等で下水処理は整備しております。

(議長)

他にいかがでしょう。一番は調整区域が市街化調整区域に入る。なにがどうかわるのか。一番重要かと思います。

(事務局)

都市計画税について、すべての市町村で市街化区域のすべての市街化区域をもつ市町村がすべて取っているわけではなくて、現在、都市計画税を取っているのが福島市郡山市、須賀川市、いわき市の4市が都市計画税を取っているということで、その他は市街化区域を有していても取っていないということです。

(議長)

他にいかがでしょう。

それでは、他にご意見もないようですので、議案第1977号、議案第1978号及び議案第1979号について、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

「ご異議無し」と認め、議案第1977号「県北都市計画区域区分の変更について」、議案第1978号、「県中都市計画区域区分の変更について」、議案第1979号「会津都市計画区域区分の変更について」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

次に、報告事項に入りたいと思います。次第の3番、報告事項の(1)にあります、第166回福島県都市計画審議会に付議され、告示された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは報告いたします。

議案書の49ページをご覧ください。第166回福島県都市計画審議会に付議された案件は、次のとおり告示されました。

議案番号、議案第1955号、議案名：いわき都市計画緑地の変更について、告示年月日、平成25年12月3日、告示番号、福島県告示第766号、これは東日本大震災 復興特別区域法 第48条第8項の規定による告示されました。

議案番号、議案第 1956 号、議案名、二本松都市計画下水道の変更について、告示年月日、平成 25 年 12 月 6 日、告示番号：福島県告示第 773 号であります。

議案番号、議案第 1957 号、議案名、田村三春小野都市計画下水道の変更について告示年月日、平成 25 年 12 月 6 日、告示番号：福島県告示第 774 号で告示されました。

以上で報告を終わります

(議長)

以上でございます。よろしいでしょうか。

本日の審議事項は、以上でございます。長時間にわたり深い議論、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(事務局)

長時間にわたり、熱心な御議論をありがとうございました。以上をもちまして、第 167 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 3時間16分)

以上の通り相違ないことを証します。

11 番 荒 恵子

14 番 菊池 真弓